

第 24 号議案

豊後大野市消防手数料条例の一部改正について

豊後大野市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)の一部改正により、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)の規定に基づく危険物の貯蔵所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額が引き上げられることに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市消防手数料条例の一部を改正する条例

豊後大野市消防手数料条例（平成 17 年豊後大野市条例第 245 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「530,000 円」を「570,000 円」に、「830,000 円」を「880,000 円」に、「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に、「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に、「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に、「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に、「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に、「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に、「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に、「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に、「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に、「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に、「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に、「5,750,000 円」を「5,930,000 円」に、「7,250,000 円」を「7,470,000 円」に、「10,700,000 円」を「10,900,000 円」に改め、同表の 5 の項中「410,000 円」を「420,000 円」に、「540,000 円」を「560,000 円」に、「700,000 円」を「730,000 円」に、「920,000 円」を「960,000 円」に、「1,040,000 円」を「1,090,000 円」に、「1,600,000 円」を「1,660,000 円」に、「1,820,000 円」を「1,900,000 円」に、「2,030,000 円」を「2,120,000 円」に、「490,000 円」を「530,000 円」に、「630,000 円」を「680,000 円」に、「990,000 円」を「1,030,000 円」に、「1,310,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,720,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,320,000 円」を「3,430,000 円」に、「4,060,000 円」を「4,190,000 円」に、「4,650,000 円」を「4,800,000 円」に、「9,100,000 円」を「9,320,000 円」に、「12,400,000 円」を「12,600,000 円」に、「17,000,000 円」を「17,300,000 円」に改め、同表の 6 の項中「310,000 円」を「320,000 円」に、「430,000 円」を「460,000 円」に、「720,000 円」を「750,000 円」に、「960,000 円」を「1,020,000 円」に、「1,210,000 円」を「1,300,000 円」に、「2,950,000 円」を「3,150,000 円」に、「3,620,000 円」を「3,870,000 円」に、「4,170,000 円」を「4,460,000 円」に、「2,660,000 円」を「2,690,000 円」に、「3,190,000 円」を「3,230,000 円」に、「4,790,000 円」を「4,830,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。